

SMBC
三井住友銀行

二子玉川支店

〒158-0094
東京都世田谷区玉川2丁目24番9号
TEL 03-3700-5621 (代)

桜新町支店

〒154-0015
東京都世田谷区桜新町1丁目14番14号
TEL 03-3426-3131 (代)

一步先行く 貴重な農地(緑地)を組合員と共に保全し環境維持に貢献します 火田のちから

手ぶらで通える体験農園
都会のファーマーズスクール




体験農園お問合せ
TEL 03-3428-5211

JA 世田谷目黒
東急田園都市線 桜新町駅北口前

玉川だより 令和6年2月15日発行 玉川納税貯蓄組合連合会

制作/玉川納税貯蓄組合連合会 広報部 電話03(3709)9181



「上野毛富士見橋からのダイヤモンド富士」国土交通省 関東の富士見100景

画像提供 二子玉川まちメディア futakoloco (<https://futakoloco.com/>) 撮影 小林直子様

玉川だより

第132号
令和6年2月15日
玉川納税貯蓄組合連合会

特集 上野毛商店街

目次

令和5年度納税表彰式	2	一日税務署長・協賛企業広告	11
納税表彰式祝賀会・受彰者の言葉	3	令和6年新春セミナー・懇親会	12
中学生の「税についての作文」表彰	4	東総連令和5年度納貯功労者表彰式 新年賀詞交換会・表彰受賞者祝賀会 電子申告利用・消費税完納推進宣言式典	13
「東京国税局長賞」等受賞作品 税についての作文	5~6	税務署からのお知らせ	14~15
尾山台フェスティバル・城南地区協議会	7	区役所からのお知らせ	16
税を考える週間キャンペーン(中町)	8	都税事務所からのお知らせ	17
キャッシュレス納付 共同推進宣言式	9	協賛企業広告	18~20
この人に聞けば地域がわかる 街を知る The KAO (上野毛商店街)「アンクルサムズ」	10		

MIZUHO みずほ銀行 One MIZUHO

〈みずほ〉は、サステナビリティへの取り組みを通じて、豊かな環境、経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献していきます。



●ご相談は、みずほ銀行 自由が丘支店・玉川支店へ。

みずほ銀行 自由が丘支店
TEL.03-3718-4311

みずほ銀行 玉川支店
TEL.03-3700-7221



「桜新町駅」より徒歩5分
桜新町式場

事前相談をご活用ください
葬儀プラン 診断

03-3418-3591




令和5年度 納税表彰式 挙行される

令和5年11月16日(木)東郷記念館(渋谷区神宮前)において、「令和5年度玉川税務署長納税表彰式」開催、厳かな納税表彰式が挙行されました。

当日はご来賓の東京都世田谷都税事務所長をはじめ関係官庁並びに各税務協力団体から多数の方々のご臨席を賜り、厳粛かつ晴々とした式典となりました。

受彰されました皆様方は各分野において多年にわたり納税意識の高揚及び税知識の普及並びに各会の充実・活性化に尽力され、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされてこられた方々です。

受彰者の皆様には心から敬意と表しますとともに、今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

受 彰 者

東京国税局長表彰受彰者

中 島 正 二 様

玉川税務署長表彰受彰者

安 藤 洋 子 様

霜 島 友 子 様

富 山 幸 男 様

橋 本 文 子 様

松 野 京 子 様

川 口 淳 二 様

玉川税務署長感謝状受彰者

上 田 恭 子 様

田 村 尚 美 様

日 吉 清 美 様

楨 佑 輔 様

渡 邊 洋 一 様

東京都世田谷都税事務所長感謝状

小 館 洋 様



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

納税表彰式 祝賀会

令和5年度11月16日(木)東郷記念館にて

厳かに執り行われた表彰式に続き、東郷記念館にて玉川税務懇話会主催の祝賀会が和やかに始まりました。

玉川納税貯蓄組合連合会からは、「玉川税務署長表彰」安藤洋子常任理事、「玉川税務署長感謝状」日吉清美理事に玉川税務署長より授与されました。受彰されました皆様には心よりお祝い申し上げます。

各団体の受彰者の方々を囲んでの記念撮影や歓談をされながら、皆様と楽しいひと時を過ごすことができました。長年にわたる安藤様、日吉様の努力に敬意を表し、このたびの栄えあるご受彰を心よりお祝い申し上げます。

広報部担当副会長 村上 妙



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

玉川税務署長表彰

安藤 洋子 様



安藤 洋子 様

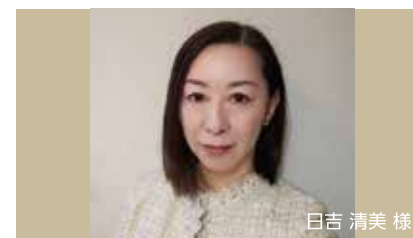
このような栄誉ある賞を受彰させていただき、玉川税務署長はじめ諸先輩方、皆様方のお力添えに感謝申し上げます。

今回の受彰を励みとし、これからも皆様の力になれるよう益々精進し今後も納税意識の高揚と啓蒙活動に努力していく所存です。

ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

玉川税務署長感謝状

日吉 清美 様



日吉 清美 様

この度は感謝状をいただき、誠にありがとうございます。

まだまだ未熟者の私がこのような栄誉を賜りましたのは、ひとえに秋山会長をはじめ玉川納税貯蓄組合連合会の諸先輩方、ならびに玉川税務署署員の皆様のお力添えによるものです。皆様のご厚情に厚く御礼申し上げます。

これからも租税に関する様々な啓発活動に参加し、所属する広報部が編集している「玉川だより」がより良いものとなる様に努力してまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

東京都世田谷都税事務所長感謝状

小館 洋 様



小館 洋 様

この度は、感謝状をいただき、大変光栄に存じます。

これからも皆様のご指導を頂きながら、少しでも納税意識の高揚と活動にお役に立てるよう、精進して参りたいと思います。

今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

令和5年度 中学生の「税についての作文」募集活動で受賞者決定

中学生の「税についての作文」募集活動が行われました。この活動は、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁との共催事業であり、当連合会においても最も大切な事業活動の一つです。

令和5年度は、玉川税務署管内の12校から982編もの応募をいただきました。数多くの優秀な作品の中から、選考会を実施し、27編の入選作品を決定させていただきました。

東京国税局長賞などに入選された方々には、12月6日(水)、玉川税務署において表彰式を開催し、賞状等を贈呈させていただくとともに、上位入賞作品につきましては、「税を考える週間」に玉川税務署内、玉川総合支所、世田谷区立中央図書館に展示させていただきました。

また、令和6年1月26日～3月25日の期間には尾山台地区会館に作品を展示させていただいています。

本事業の実施にあたり、応募いただきました生徒の皆様、ご協力いただきました校長先生はじめ各先生方、玉川税務署、東京都世田谷都税事務所、世田谷区役所並びに東京税理士会玉川支部の皆様にご心より御礼申し上げます。

玉川納税貯蓄組合連合会ホームページでは、入賞全作品がご覧いただけますので、こちらよりご覧ください。(PDF)



東京国税局管内納税貯蓄組合連合会会長賞 十パーセントとその先の社会

聖ドミニコ学園中学校 三学年 松本 怜子

この作文を書くにあたって、私にとって身近な税は何だろうか、と考えた。

そこで、私の頭に浮かんだのは、「消費税」だ。消費税は私が小学五年生の時に、十パーセントに引き上げられた。子どもでも、物を購入する時に払っている税で、最も身近にある税だと思う。

次に、私はその消費税は何のために使われているのか興味を持ち、使用目的を調べてみた。

消費税は主に、「社会保障」のために使われていることが分かった。社会保障は私たちが安心して暮らしていくために必要な年金・介護・福祉などの公的サービスである。日本の社会保障関係費は、歳出総額の約三十二パーセントという大きな割合を占めている。

ところが、日本の社会保障は他の先進国と比べて、低負担・低福祉と言われている。その一方で、フランスやスウェーデンなどの社会保障は、高負担・高福祉と言われている。国によって社会保障の在り方に違いがあるようだ。

スウェーデンやフランスの社会保障はどのようなところが高福祉なのだろうか。日本との違いは何だろうか疑問を持った。

まず、日本の社会保障は年金・医療・介護など「引退世代」に向けた内容が多い。それに対して、スウェーデンは「現役世代」に向けた内容が多く、充実している。例として、大学までの学費無償・十

八歳以下の医療費無料・子ども手当の充実が挙げられる。夫婦で合わせて四百八十日の育休が取れる制度が設けられており、育休中は月給の八十パーセントが保障される。フランスの社会保障は特に「家族手当」が手厚い。児童手当も含めて三十種類もの手当があり、充実している。また、独自の税制として「N分のN乗方式」がある。子どもが多い世帯ほど所得税が軽くなるという仕組みになっている。

このように、高福祉と言われる国では「現役世代」や「子育て世代」に向けた経済的支援・制度が充実していることが分かった。

社会保障等による高福祉は、国民の税金の高負担を伴う。しかし、高福祉はその負担以上の恩恵を国民社会に不えると考える。

まず、国民への経済支援が充実する。国民の生活が守られる。また、教育費・医療費の無償化は貧困をなくすことに繋がると思う。

その国で育つ全ての子どもに適切な医療と教育を受ける機会が平等に与えられる。そして、このような経済支援や子育て支援は少子化問題の解決にも繋がると考える。子育てにかかる費用に対する国民の不安が解消され、子供を産みやすくなり、その後の育児も安心してできるようになると思う。

消費税は社会保障のために使われており、社会と大きく繋がっていることが分かった。今後も税金がどのように社会に役立てられていくのか、意識してみたいと思った。



玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞 ふるさと納税が人々の暮らしに与える影響

聖ドミニコ学園中学校 三学年 湯本 結衣

ふるさと納税は、様々な返礼品があり一見良いイメージが多いが、税収が減少してしまいその地域の人々の暮らしに大きな影響を及ぼすことが懸念されているという。そこで私は、ふるさと納税が人々の暮らしに与える影響について取り上げ、調べてみた。

まず、ふるさと納税について。過疎などの理由で税収が減少している地域と都市部との地域との格差をなくすことを目的として作られた。本来住んでいる自治体に納めるはずの税金を他の自治体に寄附することで、住民税(その地域の住民が各地域で必要となる費用を分担すること)や所得税(会社からもらう給料などにかかる税金のこと)が控除される仕組みになっている。控除とは「一定の金額を差し引く」という意味、大きく分けて「所得控除」と「税額控除」という二つになる。

次に、ふるさと納税が人々の暮らしに与える影響について、私の住んでいる世田谷区を例とした。

世田谷区では、年々ふるさと納税を利用し他の自治体に寄附した影響で税収が減少している。二〇二〇年から二〇二三年の間だけでも減収額は五六億円、七〇億円、八七億円、九九億円、と毎年一〇億円以上も増加している。このような減収額の増加はその地域の住民の暮らしに直接影響する。例えば、予算が足りず学校の

改築工事が二年以上延期されていたり、道路の補修工事がまだできていない場所が区内に何か所もあったりするなどだ。真っ先に影響を受けることは、支出の大きい学校の改築工事、老朽化した児童館または保育園や幼稚園の建て替えなどの建物に関することだ。このようなことに対し、区長は「もし約一〇〇億円の税収減がなかったら少子高齢化対策などこれからの社会に特に必要な財源になるので、区民がふるさと納税を考えるなら半額は世田谷区に寄附してほしい。」と呼び掛けている。

今回調べたことで、今まで自分の考えていたふるさと納税へのイメージが大きく変わった。私はふるさと納税を利用したことはなく、知っていることといえば返礼品が貰えるということぐらいだった。調べて、一部の地域ではふるさと納税による影響があることを知ったけれど、影響は過疎などが起きてしまい、さらにふるさと納税でも寄附が集まらなかった地域だけだと思っていた。なので、自分の住んでいる世田谷区という身近な場所で暮らしへの影響が起きていることに驚いた。

将来、自分で税金を払うようになりふるさと納税を利用する時は、返礼品に関係なく自分の住んでいる地域や税収が減ってしまっている地域に寄附をしようと思う。



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

上位入賞作品の皆さん(敬称略)

学校名学年	氏名	作品名	賞名
聖ドミニコ学園中学校三年	松本 怜子	十パーセントとその先の社会	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 会長賞
世田谷区立用賀中学校三年	麻田 倫太郎	食と税金	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞
世田谷区立深沢中学校三年	大坪 あい	父は「税金どろぼう」	東京納税貯蓄組合連合会 会長賞
世田谷区立尾山台中学校三年	佐藤 千颯	税金ゼロの日本だったら	玉川税務署長賞
世田谷区立玉川中学校三年	古山 芽衣	当たり前感謝	玉川税務署長賞
聖ドミニコ学園中学校三年	湯本 結衣	ふるさと納税が人々の暮らしに与える影響	玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞
世田谷区立深沢中学校三年	柴宮 航	あしたをつくる税金	世田谷都税事務所長賞
世田谷区立瀬田中学校三年	佐伯 亮祐	高齢者の社会参加で税収を増やす	世田谷区長賞
東京学芸大学附属世田谷中学校三年	高谷 奈央	税の在り方を見出すことの大切さ	東京税理士会玉川支部長賞

玉川税務署長賞 税金ゼロの日本だったら

世田谷区立尾山台中学校 三学年 佐藤 千颯



「今日、四月一日から日本は税のかからない国になりました。」
朝起きてふとテレビを見るとそんなニュースが放送されていました。税金がかからないということは消費税がかからずに買い物ができるとうきうきしながら私は本屋へ千円札を持って雑誌を買いに行きました。普段ならお釣りは三百円ですが、税金のかからなくなった今は違います。六十四円も多くお釣りを渡されるようになりました。私は税金のかからないこれからの生活に胸を躍らせていました。

税金がかからなくなってから一週間ほど経ち、学年が一つ上がり、一学期が始まりました。学校へ行くとき教科書が配布され、名前を書こうと裏表紙を見ると、「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」の文字はなく、そのかわりに教科書それぞれに値段が書かれていました。一冊あたり五百円前後で、千円近くする教科書もありました。

税金がかからなくなってから日本は徐々に壊れていきました。具体的には、病気や怪で救急車を呼ぶとお金がかかるため、すぐに病院に行かなければならない緊急の場合でも、お金のことを考えて救急車を呼ばず遅れになってしまう人が増えたり、警察を呼ぶことにお金がかかってしまうため、事件や事故が発生してもお金がかかることをためらって通報する人が急激に減り、事

件や事故が多発するようになり、治安が悪くなってしまいました。徐々に壊れていく日本に恐怖心を抱きながら私は眠りにつくことにしました。

「速報です。政府は先ほど、税金のかかる国に戻すと発表しました。」

翌朝、テレビを見るとこのようなニュースが放送されていました。昨日までほとんど聞こえなかった救急車や消防車、パトカーのサイレンの音が街中に響き渡るようになりました。元の世界に戻ったことに安心感を感じ、私は四月一日と同じように千円札を持って本屋へ雑誌を買いに行きました。この前買った雑誌の最新号を手に取り、レジに向かいました。今日のお釣りは三百円です。この前より六十四円少ないですが、この「消費税」も日本を支えている大きな柱となっています。私は日本の安定に貢献したような気がして誇らしい気持ちになりました。

初めは税金のかからない生活は払うお金が減り、充実したものになるとワクワクしていましたが、実際は違っていました。今回のこの出来事をきっかけに当たり前の日常を送るにはどれだけ「税金」という存在に支えられていたかを感じることができました。私も将来、仕事をするようになったらしっかりと税金を納めることの重要性を理解し、貢献したいと思いました。

玉川税務署長賞 当たり前前に感謝

世田谷区立玉川中学校 三学年 古山 芽衣



税の使われ方についてじっくり考えたことがある人はどれだけのいるのだろうか。ちゃんとした使われ方を知らないのに「増税反対」「なぜこんなに税金を払う必要があるのか」などと言っている人は私を含めて多いのではないかと。たしかに、実際に働いているというわけでもないから税金をとられている、という意識は少ない。例えば、クイズで税金の使われ方について問われたら答えられると思う。しかし、いざ日常生活では税金によって成り立っているものに目を向けていない。これは普段、税金について考えていない証拠である。

私が税金の使われ方を実感したのは小学生の頃、母と病院に行った時のことだ。会計の際、前の大人はお金を払っていたのに、私は「診察券をお返しします。」としか言われなかった。なぜ自分はお金を払わなくて良いのか疑問に思い、母に尋ねてみた。すると母は、「中学生までは医療費は無料なんだよ。」と教えてくれた。「無料？」と驚いた私に母は「税金によって賄われているんだよ。」と言った。後になって詳しく調べてみると、これは「子ども医療費助成制度」と呼ばれるもので、子育てにかかる経済負担の軽減を図るため、市町村が子どもの入院・通院ともに保険診療分の自己負担額を全額助成してくれる制度であることを知った。「地方交付税」という、地方自治体間の格差を調整し、そこに住む住民が安

心して安全に暮らせるようにすることを目的としている税金が使われている。ただ医療費が無料なのではなく、日々多くの人が働き、支払ってくれている税金の支えがあってこそそのものだ。私の住んでいる地域では、今ではこの子ども医療費助成制度は対象が高校生までに延長された。それによって家計が厳しく、病院に行きたくても行けなかったとしても安心して健康に過ごすことができるようになる人が増える。多くの命が助かる。税金の力によって豊かな暮らしが守られる。子供が無料で診察してもらえ、これは決して当たり前のことではない。そう気付かされた。

税金を支えられている私は三年後には成人し、大人の仲間入りだ。今、私が元気に過ごせている恩返しとして、今度は大人になった私が、子供たちのことを納税という面で支える一員になりたい。身近なところから社会に貢献できると思うと嬉しくなる。社会への貢献の仕方は人それぞれだ。その中でも、私は一人の納税者として人々が快適に暮らせるように少しでもサポートしたい。

目を向けなければ気づけない税金は、実は身近ないろいろなところで私たちの生活に関わっている。この一瞬も誰かが税金によって助けられている。税金が人々に豊かさを与えるものならば、私は喜んで納税する。

尾山台フェスティバル

令和5年10月14日(土)、15日(日)

第34回尾山台フェスティバルが10月14日(土)、15日(日)の2日間にわたり、ハッピーロード尾山台にて開催されました。ハッピーロード尾山台は、東急大井町線尾山台駅から環状8号線まで続く、街路樹と石畳舗装が美しい商店街です。毎年恒例の催しですが、新型コロナウイルス感染症の流行により2回の中止を余儀なくされたり、1日だけの開催だった前回は、4年振りに2日間開催できました。土曜日のお天気に恵まれて、まさにお祭り日和でしたが、日曜日の朝は一転して大雨。幸いフェスティバルが始まる午後には雨はあがりましたが、どうなることかとハラハラしました。

14時から19時の開催だった今回、芝信用金庫駐車場に組まれた特設ステージでは、地域の子供たちや大学生などによる様々なパフォーマンスが繰り広げられ、道路上には沢山の模擬店が出店し、大勢の来場者で賑わいました。

今回は玉川納税貯蓄組合連合会が模擬店で参加し、恒例となった新潟のお煎餅を販売しました。今回は種類が増えて、中には「ビールのつまみに



あう！」というご意見が多かったものもありました。

土曜日には国税庁 e-Tax キャラクターのイータ君が応援に駆けつけて、子供たちに囲まれながら愛嬌たっぷりに盛り上げてくれました。

開催にあたりご尽力くださった尾山台フェスティバル実行委員会 尾山台商栄会商店街振興組合の皆様、玉川納税貯蓄組合連合会の模擬店を手配、運営された組合員の皆様、多大なるご協力をくださいました玉川税務署の畠中様、芝田様、そしてご来場くださった皆様、誠にありがとうございました。

広報副部長 日吉清美

城南地区協議会

令和5年10月27日(金) 嶺町文化センター

4年ぶりの開催となりました、城南地区協議会全10団体の連合会が集結し、大田区の嶺町文化センターにおいて、城南地区協議会が開催されました。

玉川税務署 畠中統括官、芝田上席がご同席いただき、玉川納連からは秋山会長をはじめ、秋山美奈副会長、村上副会長、今井常任理事が出席いたしました。

今回の幹事納連である、雪谷納税貯蓄組合連合会 伊藤会長のご挨拶から始まり、東京納税貯蓄組合総連合会近藤会長、雪谷税務署長、大田都税事務所長、大田区長よりご挨拶いただきました。議長選出後、『キャッシュレス納付の普及・拡大について』議題について発表されました。

中学生「税についての作文」の取組状況、一日税務署長イベントの実施状況、その他の取組状況及び今後の目標等、各納連内で活発に意見交換をされる場面もありました。

東総連事務局からの連絡、次回担当の蒲田納税貯蓄組合連合会 鈴木会長の挨拶で無事閉会いたしました。

広報部担当副会長 村上 妙



税を考える週間キャンペーン

令和5年11月8日(水)

中町商店会でのPR

令和5年11月8日(水)、中町商店会にて「税を考える週間キャンペーン」が行われました。

毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に租税に関する様々な啓発活動が全国で行われます。今回は中町商店会のご協力のもと、玉川納税貯蓄組合連合会、玉川税務署、世田谷都税事務所と世田谷区役所が合同で街頭キャンペーンを行いました。玉川税務署からは黒木署長を筆頭に4名、世田谷都税事務所からは佐藤相談広報担当はじめ3名、世田谷区役所からは尾野係長、中町商店会からは鈴木会長の奥様と役員の方々がご参加くださいました。

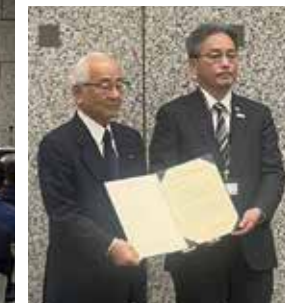
東京シティ信用金庫玉川支店の会議室をお借りして13時30分に式典が始まり、終了後中町四丁目交差点を中心として用賀中町通り周辺に広がる中町商店会を2グループに分かれて戸別訪問し、税を考える週間のチラシに加えスマホ申告、キャッシュレス納税、インボイス制度のチラシに都税カレンダーやウエットティッシュなどのグッズを添えてお配りしました。当日は11月とは思えないほどのぽかぽか陽気。強い陽射しの中、お揃いのウインドブレーカーを着て汗ばんでしまうほどでした。式典会場をご提供いただくだけでなく、スムーズな進行を助けてくださった東京シティ信用金庫玉川支店の土屋支店長と冨田次長そして職員の皆様、お忙しいなかご協力くださった中町商店会の皆様、誠にありがとうございました。

広報副部長 日吉清美



キャッシュレス納付 共同推進宣言式

令和5年11月28日(火)
都庁にて



東京納税貯蓄組合総連合会 × 東京都主税局

東京都は納税者へのサービス品質向上に取り組んでおり、東京納税貯蓄組合総連合会と共にキャッシュレス納付共同推進宣言式が都庁にて開催されました。

東総連の近藤会長からは、都税のキャッシュレスの多くはまだまだ普及の余地が大きい状況にあり、デジタル化のメリットを多くの方々が実感できるように私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重要であると認識しています、私たちはこうした共通認識のもといつでもどこでも便利なキャッシュレス納付の一層の普及に向けて東京都と共に共同して推進していく宣言が行われました。

総務部担当副会長 和田 康弘

介護付有料老人ホーム アルタクラッセ 二子玉川




〈アルタクラッセ二子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

0120-33-5943

TEL:03-5797-5144 FAX:03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3-40-21

e-mail : acfutakotamagawa_sc13@saint-care.com

 セントケア 東京株式会社



上野毛商店街エリア

UNCLE SAM' S SANDWICH since 1977

代表 木内 恵 (きうち めぐみ)

アングルサムズ サンドウィッチ

店舗情報

一営業時間一

火~土10:00~24:00

日10:00~18:00 祝10:00~22:00

定休日 月曜(月曜日が祝日の場合は営業致します)

158-0093 世田谷区上野毛3-1-3

TEL/FAX 03-3704-8578

<https://www.unclesam-sandwich.com>



1977年8月8日上野毛で開業 創業46年の日本で最初のアメリカン・サンドウィッチの老舗専門店です。先代のご主人様が1940年代半ば、アメリカにホームステイされていた時に焼いたパンにたくさんの具材を挟むビッグで豪快なサンドウィッチに衝撃を受けたそうです。いつかこのサンドウィッチを日本に紹介したいとの思いを上野毛で果たされました。夢や思いがたくさん詰まった素敵なお店をご紹介します。



こだわりは、落ち着いた雰囲気やゆったり過ごす、そして主役のサンドウィッチはボリュームと季節感。パンはオリジナルレシピで特製。厚さ3cmの鉄板で焼かれたパンは、外はカリカリ、中はもちもちでたっぷりの具材をしっかりホールド。オリジナルブレンドのマヨネーズがまとめ役で絶妙なタイミングで顔を出す、60種類以上のメニューがあり、どれも本場においしいサンドウィッチです！

お店の雰囲気は、60年代のアメリカを彷彿させ、いまでは当たり前になった倉庫のイメージでシンプルなインテリア。緑と白のシンプルな色調が創業当時のままの木製特注オリジナル家具を際立たせています。またこの緑色がアメ

2024年 第8回世田谷キラリ輝く個店グランプリ 飲食部門 準グランプリ受賞・世田谷区議会議長賞

世田谷キラリ輝く個店グランプリとは、世田谷らしい魅力があり、地域と商店街を元気にしている個店を、「店舗デザイン」「商品力」「接客」などの視点から審査会で検討し、表彰します。区民の皆さまから推薦されたお店の中から、キラリ輝く魅力があり、地域を元気にしてくれているお店を、専門家の審査員が実際に訪れて審査を行い表彰されます。

リカっぱい！

お店のこだわりは、これだけではなく、従業員の教育にまで徹底しています。言葉遣いから接客の作法、ともに働く仲間への配慮まで、徹底しています。

学生が4年間アルバイトを勤め上げたら、卒業のお祝いに、フルコースのディナーをプレゼント。その時は、ドレスコードにまで気を使って出かかなくてなりません。それは社会に出て困らないように経験させるための親心。次世代につなげる大切な愛の贈り物なのです。

そんな愛と想いの詰まった、アングルサムズのサンドウィッチを是非、お楽しみください。

夜は素敵なBARに変身！18時以降、大人のディナータイム、ステーキバルに変身します。お持ち帰りも、お好みに合わせていただけます。たくさんの顔をもつアングルサムズでした。

オーナーである木内恵さま ご多忙のなかご丁寧にご対応いただきありがとうございました。

広報部 廣部雅子



「一日税務署長」イベントを開催

令和5年12月20日(水)

令和5年度の中学生の「税についての作文」で玉川税務署長賞を受賞した世田谷区立尾山台中学校3年の佐藤 千颯(さとうちはや)さんと世田谷区立玉川中学校3年の古山 芽衣(ふるやま めい)さんを玉川税務署にお迎えして、令和5年度「一日税務署長」イベントを開催しました。

黒木玉川税務署長から委嘱状・タスキを受けた2名の生徒さんが第3代の「一日税務署長」に就任。記念品として玉川税務署から「名刺」、玉川納税貯蓄組合連合会から「印鑑」が贈呈され、早速その名刺を使用して玉川税務署幹部及び玉川納税貯蓄組合連合会役員と名刺交換を行いました。その後、署内視察、ご家族の見守る中、記念品の「印鑑」を使って職員から説明を受けた文書へ模擬決裁を行い、税務署大会議室で一日税務署長訓示として職員を前に受賞作文の朗読、CATVの取材対応等の各種イベントを体験しました。

生徒さんから「貴重な経験をできて本当にありがとうございました。」「大人になったらしっかりと納税して、みんなの助けになりたいと思いました。」等の感想が述べられたほか、イベントの様子がCATVで放映され、中学生の「税についての作文」募集事業や玉川納税貯蓄組合連合会の活動について、大きなPR効果がありました。 統括国税徴収官 畠中 善文



模擬決裁後、佐藤1日署長と黒木署長で記念撮影



模擬決裁後、古山1日署長と黒木署長で記念撮影



参加者全員で両1日署長を囲んで



イベントを終えた両1日署長が笑顔でピースサイン

新たな出会い・つながり・ひろがりをお大切にする、東京シティ信用金庫です。



玉川支店 世田谷区中町5-31-14 電話 03(3704)8211

令和6年 新春セミナー

令和6年1月19日(金)
二子玉川エクセルホテル東急にて



毎年恒例の新春セミナー・懇親会が二子玉川エクセルホテル東急にて開催されました。

新春セミナーでは、黒木邦弘税務署長に「税のよもやま話」を講演いただきました。前半は消費税をテーマに、輸出企業を装って消費税を不正に還付を受けている企業や、免税店で購入した商品をブローカーに流してお金を稼いでいる事案が発生していることなどをお話していただきました。

後半は間接税をテーマに、税法上「レーシングカーが一般の自動車にあたるかどうか」「1975年(昭和50年)にフジテレビの子供向けの番組『ひらけ!ポンキッキ』のオリジナルナンバーとして発表、リリースされた『およげ!たいやきくん』が童謡にあたるかどうか」「トマトは果物か野菜かどうか」などをお話していただきました。

第二部の懇親会では秋山会長、黒木署長、世田谷区財務部納税課の末竹課長からご挨拶をいただき、雨宮副署長の乾杯で幕を開けました。和気藹々とした雰囲気の中、ご出席していただいたご来賓の方々、世田谷区議



会議員の皆様のご紹介をさせていただきます。

最後は和田副会長の中締め挨拶で、新年の皆様のご健勝とご多幸を祈りつつ閉会となりました。

広報部長 天沼 尚之



東総連令和5年度納貯功労者表彰式・令和6年新年賀詞交歓会

令和6年1月26日(金) 上野精養軒にて



令和5年度納貯功労者表彰式・令和6年新年賀詞交歓会が令和6年1月26日(金)上野精養軒で開催されました。

厳かに執り行われた功労者表彰では、玉川納連から青年部副会長 小館洋、広報部副会長 村上妙、青年部長 今井真歩が、東京納税貯蓄組合総連合会 近藤会長より授与されました。

大変名誉ある事に、城南地区での代表授与を仰せつかりました。

ご来賓の東京国税局より徴収部長 山本茂様はじめ徴収部管理運営課5名、東京都主税局長 児玉英一郎様、東京都主税局総務部長 丹羽恵玲奈様はじめ総務部3名、他多数ご臨席のもとご祝辞を賜りました。

東総連は昭和31年の創設以来、各地区連合会と緊密な連携の下、税知識の普及と納税思想の高揚を基調に納期内納税の推進や租税教育の充実に取り組んでまいりました。

今後も近藤会長のもと、組織基盤強化と税の普及啓発など納貯活動の充実拡大に取り組み、精進してまいりたいと思います。

賀詞交歓会では、各納連の方々と有意義な交流ができ、活気ある玉川納連を更に目指していこうと感じ、和やかななか閉会となりました。

広報部副会長 村上 妙



「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典 (等々力溪谷商店街振興組合)

令和6年2月5日(月) 玉川総支所



令和6年2月5日(月)午後2時より玉川総支所4階第1会議室において、等々力溪谷商店街振興組合と玉川納税貯蓄組合連合会によ

る「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典が開催されました。

玉川税務署長 黒木邦弘様はじめ雨宮副署長、村上副署長、管理運営部門の方々、世田谷都税事務所副所長 椎名礼子様、世田谷区財務部納税課長 末竹秀隆様、係長 尾野聰始様、山崎佳織様、玉川法人会会長 坂東義治様、玉川間税会会長 大塚繁夫様、東京税理士会玉川支部支部長 千葉栄樹様、が出席されました。

豊田実行委員の司会のもと、鈴木実行委員長をはじめ、等々力溪谷商店街振興組合と玉川納税貯蓄組合連合会が合同で宣言を行いました。

玉川納連では午前中に配布物の袋詰めを150袋用意して準備いたしました。

本来は、等々力溪谷商店街を4つのグループに分かれ、税務署からのお知らせを含む各種グッズを人気のイータ君とともに個別配布を予定しておりましたが、世田谷では初雪が本降りとなってしまう、大変残念でしたが個別配布は中止となりました。後日、等々力溪谷商店街の皆様で配布していただきます。

消費税の完納は私たちの重要な責務であります。明るく、住みよい地域社会を創り、健康で文化的な生活環境を守ることは、私たちが強く望むことであり、これを実現するために「税」は欠くことのできないものであります。この為、私たちは税について自ら正しく申告し、消費税を納期までに完納するとともに、e-Taxの利用拡大を広く地域社会に呼びかけるキャンペーン運動、この活動の果たす意義と役割を益々推し進めていきたいと思ひます。

広報部担当副会長 村上 妙

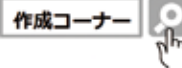
確定申告は マイナンバーカード × e-Tax でさらに便利!

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



注目!

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

マイナポータル連携について詳しくはこちら



e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、**3人に2人が**e-Taxで申告しています!

- 税務署への持参不要
- 印刷・郵送代不要
- 添付書類提出不要
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます
- 早期還付
(3週間程度で還付)
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告はICカードリーダライタが不要です

マイナポータルアプリをインストールするだけ!

次の2つでe-Tax送信できます



スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内!



確定申告 動画

チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答!



税務職員ふたば

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

世田谷区役所からのお知らせ

区税だより

納付の方法について

口座振替サービス

現年度分の「特別区民税・都民税」について、各納期限内に口座引き落としができ、納付忘れを防ぐことができます。

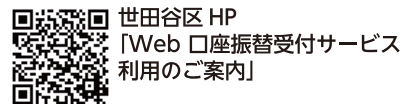
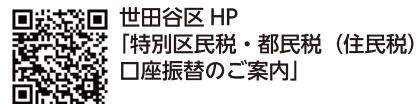
Web口座振替受付サービスによる申込み

パソコンやスマートフォンから、インターネットを利用して申し込みができます。

期限内納付 Web 口座登録の促進！



サイケンくん
収納率向上と滞納整理強化を目的とした計画である、「債権(サイケン)管理重点プラン」のキャラクター



注) 特別徴収分の納入に関しては、口座振替サービス、キャッシュレス決済はご利用いただけません。納入にあたっては、便利なe L-TAX(エルタックス) または現金でお願いいたします。

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアのマルチコピー機から証明書が発行できます。窓口よりも、100円お得です。(区窓口：300円/コンビニエンスストア：200円) 課税(非課税)証明書は直近1年度分、納税証明書は直近2年度分の発行が可能です。

事業者の方へ(特別徴収について)

従業員の方の住民税は、原則、毎月の給与から特別徴収し、翌月10日までに納入いただきます。また、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、納期の特例の適用により、区への納入を年2回にすることができます。適用を希望する場合は、郵送または電子申請により届出ください。

【お問い合わせ先】納税課 収納・税証明係 03-5432-2197

世田谷都税事務所からのお知らせ

都税だより

— 都税についてのお知らせ —

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です 23区内

6月にお送りした納付書により、2月29日(木)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!

スマホアプリ

クレジットカード

地方税お支払サイトから納税ができます。

インターネットバンキング

モバイルバンキング ATM

ページにて納税ができます。

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、2月10日(土)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分からの口座振替が可能です。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁
※世田谷都税事務所 代表 03-3413-7111

主税局 HP
都税の支払い方法▶



令和6年度定期課税分

自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により減免を受けることができます。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和6年5月31日(金)まで、令和6年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。4月、5月は窓口が混み合います。お早めの申請をお願いします。

<ご注意>

- ・自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録(取得)の日から1か月以内です。申請期限を過ぎると、減免は受けられません。
- ・減免額には上限が設定されています。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
平日午前9時~午後5時(土日・休日、年末年始 12/29-1/3 を除く)



主税局 HP

これからも皆さまとともに
ふれあいを大切に
 **世田谷信用金庫**

用賀支店 TEL: (03) 3700-7126 〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17	等々力支店 TEL: (03) 3701-1141 〒158-0082 世田谷区等々力3-13-1
玉川支店 TEL: (03) 3708-1281 〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1	

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—


私たちは、地域の方々を守り、
地域の発展に奉仕する
「お客様応援企業」
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151(代)
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156(代)
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181(代)
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511(代)
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611(代)
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851(代)
駒沢支店 桜新町出張所	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541(代)

お客様応援企業をめざす  **城南信用金庫**

あなたの街のパートナー

 **共立信用組合**

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

 **3700-1777**

この街の“ホームドクター”、しばしんが豊かな暮らしを応援します。

SHIBASHIN
 **芝信用金庫**

尾山台支店	等々力2-18-13	☎3704-5121 (代)
桜新町支店	桜新町2-1-5	☎3429-2331 (代)
深沢支店	深沢1-12-12	☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>